

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令（案）等の概要

1. 改正理由

規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、国民や事業者等に対して押印を求めているものについて、必要な措置を講じることとされていること等を踏まえ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）において、個人番号カードの申請者に対し、署名又は記名押印を求めている規定について、その必要性を検討し、見直しを行うため。

2. 住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（案）等の概要

- ・個人番号カードの交付申請書を提出する場合に求めている署名又は記名押印を不要とするもの。（第 20 条関係）
- ・第 20 条ただし書きの総務大臣の定める方法を規定した告示を廃止するもの。

3. スケジュール（予定）

公布：令和 2 年 12 月下旬

施行：公布日